

障害者スポーツ文化センター横浜ラポール
第3期指定管理者選定における申請要項等新旧対照表

1 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール 指定管理者 申請要項

修 正 前	修 正 後	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 申請及び選定に関する事項 (3) 審査・選定の手続きについて キ 指定管理者との協定締結 「<u>8</u> 協定及び準備に関する事項」を参照 ・ <u>7</u> 協定及び準備に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 申請及び選定に関する事項 (3) 審査・選定の手続きについて キ 指定管理者との協定締結 「<u>6</u> 協定及び準備に関する事項」を参照 ・ <u>6</u> 協定及び準備に関する事項 	

2 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール 指定管理者 業務の基準

修正前	修正後	備考
<p>第1 運営に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準</p> <p>(2) 開館時間</p> <p>原則として本施設の開館時間は、午前9時15分から午後9時15分までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日における開館時間は、午前9時15分から午後5時__までとする。また、指定管理者が横浜市(以下「市」という。)の承認を得て延長することができる。市の承認を得て、諸室別に異なった開館時間とすることもできる。</p>	<p>第1 運営に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準</p> <p>(2) 開館時間</p> <p>原則として本施設の開館時間は、午前9時15分から午後9時15分までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日における開館時間は、午前9時15分から午後5時<u>15分</u>までとする。また、指定管理者が横浜市(以下「市」という。)の承認を得て延長することができる。市の承認を得て、諸室別に異なった開館時間とすることもできる。</p>	

3 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者の申請関係書類（様式集）

修 正 前	修 正 後	備考
<p>障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者の申請関係書類（様式集）</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>【※1】指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書 （提出日時点で前年度の決算が確定していない場合は、各1年度前の書類）</p> <p><団体の事業年度が4月から3月までの場合> 平成27年度の収支予算書及び事業計画書並びに26年度の収支計算書及び事業計画書 （提出日時点で前年度の決算が確定していない場合は、平成27年度の収支予算書及び事業計画書並びに平成26年度の事業計画書、平成25年度の収支計算書及び事業計画書）</p>	<p>障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者の申請関係書類（様式集）</p> <p style="text-align: center;">(平成27年5月1日修正版)</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>【※1】指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書 （提出日時点で前年度の決算が確定していない場合は、各1年度前の書類）</p> <p><団体の事業年度が4月から3月までの場合> 平成27年度の収支予算書及び事業計画書並びに26年度の収支計算書及び事業報告書 （提出日時点で前年度の決算が確定していない場合は、平成26年度の収支予算書及び事業計画書並びに平成25年度の収支計算書及び事業報告書）</p>	